

# 定額減税に係る補足給付金を支給

定額減税の対象者で、税額が定額減税可能額に満たない方に対し、その差額を調整して給付します。

## 給付金の支給額

### ①所得税分控除不足額

定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数※)	−	令和6年分推計所得税額(減税前) =令和5年分所得税額(実績)	=	①所得税分控除不足額 (0より少ない場合は0)
----------------------------	---	------------------------------------	---	----------------------------

### ②住民税分控除不足額

定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数※)	−	令和6年度分個人住民税額 (減税前)	=	②個人住民税分控除不足額 (0より少ない場合は0)
----------------------------	---	-----------------------	---	------------------------------

※ 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者は含みません。

→支給額=①+②(1万円単位に「切り上げて」算出)

## 申請方法

対象の方には8月中旬以降に確認書を送付します。  
必要書類を添付のうえ、10月31日(木)までに返送してください。  
詳しくは町ホームページをご覧ください。

## 問い合わせ先

税務課住民税係  
☎(48) 1111 (内1111・1112)



# みんなの敬老会

社会に貢献された  
高齢者を敬愛し、  
長寿をお祝いします

- 日時** 9月8日(日)午後1時30分～午後3時30分(午後1時開場)
- 会場** アグピアホール(中央公民館多目的ホール)
- 対象** ▽70歳以上で町内在住(昭和29年12月31日以前生まれ)の方  
▽介助者または付き添いの方
- 定員** 400人
- 内容** 式典、アトラクション(フラダンス、阿久比吹奏楽団のステージを予定しています。)など
- 参加方法** 8月13日(火)から健康介護課(⑩番窓口)で入場券を配布します(なくなり次第終了)。一度に受け取ることができる枚数は一人あたり2枚までとし、代理の方でも受け取れます。
- 問い合わせ先**  
▽健康介護課介護保険係 ☎(48) 1111 (内1126)   ▽阿久比町社会福祉協議会 ☎(48) 1111 (内1523)



## 敬老祝金の贈呈

- 対象・日時など**
- ▽93歳(昭和6年生まれ)以上の方  
8月26日(月)午前中に町関係者が訪問し、贈呈します。
- ▽88歳～92歳(昭和7年～昭和11年生まれ)の方  
8月24日(土)午前中に各地区の行政協力員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会役員が訪問し、贈呈します。 ※ 都合により日時を変更する場合があります。

**該当する皆さんは、当日は自宅でお待ちください。**

※ 該当者には8月中旬に町から通知文を発送します。

**問い合わせ先** 健康介護課介護保険係 ☎(48) 1111 (内1126)